

宮城県告示第 618 号

県営稲屋敷・袋地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第88条第 6 項の規定において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法88条第 6 項において準用する同法87条第 6 項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和 7 年10月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
 令和 7 年10月24日から令和 7 年11月25日まで
- 3 縦覧場所
 栗原市役所